



強制失踪からのすべての者の保護  
に関する国際条約

配布：一般

2018年12月5日

原文：英語

---

強制失踪委員会

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約第29条第1項に基づき  
日本より提出された報告に関する総括所見\*

1 2018年11月5日及び6日に開催された第257回及び第258回会合（CED/C/SR.257及び258参照）において、本条約第29条第1項に基づき日本より提出された報告（CED/C/JPN/1）を検討した。委員会は、2018年11月14日に開催された第271回会合において、本総括所見を採択した。

**A 序論**

- 2 委員会は、報告作成ガイドラインに従って作成された本条約第29条第1項に基づく日本による報告及び同報告に含まれる情報の提出を歓迎する。委員会は、ハイレベル代表団との建設的な対話を評価する。
- 3 委員会はまた、締約国に対し、質問リスト（CED/C/JPN/Q/1/Add.1）に対する書面回答（CED/C/JPN/Q/1）に感謝する。

**B 肯定的側面**

- 4 委員会は、国連の人権に関するコア文書のほとんど及び国際刑事裁判所のローマ規程を批准したことについて、締約国を推賞する。
- 5 委員会は、国家間通報に関して、本条約第32条に基づく委員会の権限を、締約国が認めていることを歓迎する。
- 6 委員会はまた、本条約に関する分野において採択された以下の措置について、締約国を推賞する。
  - (a) 2014年の人身取引対策行動計画の採択及び人身取引対策推進会議の設置

---

\* 強制失踪委員会第15会期（2018年11月5日—16日）にて採択



(b) 2014 年の児童買春、児童ポルノに係る行為等規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の改正

7 委員会はまた、締約国がすべての人権理事会の特別手続職務権限保持者に招待を広げたことに満足をもって留意する。

## C 主な懸念事項と勧告

### 1 一般的情報

8 委員会は、この総括所見を採択した時点で、強制失踪を予防し罰するために締約国において現に効力を有している法律は、本条約を批准した国に対し課せられている一定の義務に両立していなかったと考える。委員会は、締約国に対し、現存の法的枠組みと締約国当局によって導入された方法が、本条約において含まれている権利と義務と完全に一致することを確保する目的で、建設的で互助精神において作成されたこの勧告を履行することを奨励する。

### 個人通報

9 委員会は、日本が条約機関のシステムにおける個人通報制度を受け入れるための実効性に関する包括的な研究をしている旨の代表団の陳述に留意するが、委員会は、締約国が本条約 31 条に基づいて個人通報を受理し検討する委員会の権限を未だ認めていないことに懸念を表明する。

10 委員会は、本条約において与えられた強制失踪からの保護に対する枠組みを強化する観点から、締約国ができるだけ早期に本条約第 31 条に基づき個人通報を受理し検討するための委員会の権限を承認することを奨励する。

### 2 強制失踪の定義と犯罪化（第 1 条から第 7 条）

#### 強制失踪の禁止の停止不可能性 (non-derogability)

11 委員会は、国内法が、いかなる例外的な状況下においても強制失踪の禁止の義務からの停止を認めない (non-derogability) 特別な規定を有していないことに懸念を表明する (第 1 条)。

12 委員会は、締約国に対し、本条約第 1 条第 2 項に沿うよう、強制失踪の絶対禁止を国内法の中へ組み入れるために必要な立法措置を講じることを勧告する。

#### 強制失踪の罪

1 3 委員会は、国内法が、本条約第 2 条に従って強制失踪を独立した犯罪行為として犯罪化していないことに懸念を表明する。委員会は、日本の刑法における種々の刑事犯は、本条約第 2 条において定義されている強制失踪の罪のあらゆる構成要素の形式を十分に包含しておらず、それゆえ、第 6 条、第 7 条そして第 8 条に規定された立法に関する他の条約上の義務に密接に関連する第 4 条から生じる義務に従うのに十分ではないと考える。一般に、委員会は、現にある犯罪行為の領域への言及は、この義務を満たす為に十分ではないと考える。なぜなら、強制失踪に対する犯罪は、異なった犯罪の一連のものではなく、むしろ国の機関又は国の許可、支援又は黙認を得て行動する個人若しくは集団が、色々な権利を侵害するいくつかの犯罪行為を通して行われる、複雑な単一の犯罪であるからである。委員会は、国内法が、本条約第 5 条の下で設けられた基準に従って、強制失踪を人道に対する罪として明確に犯罪化していないことについて更に懸念を表明する（第 2 条及び第 4 条から第 8 条）。

1 4 委員会は、締約国ができるだけ早期に、本条約第 2 条において含まれている定義に従い、強制失踪を独立の犯罪として、そして本条約第 5 条に基づき規定された基準に従い人道に対する罪として、国内法に組み入れることを確保する為に必要となる立法措置を採択することを勧告する。

#### 適切な刑罰と減刑と加重事情

1 5 委員会は、強制失踪を扱うものとして引用された犯罪に対し課せられている刑罰が、3 ヶ月から無期懲役の範囲まで大きな幅があること、刑罰が強制失踪の罪の極度の重大性を考慮に入れておらず十分に調和していないことに懸念を表明する。さらに、本条約第 7 条第 2 項(a)に規定された強制失踪の行為に適用できる軽減及び加重事由を国内法が規定していないことに懸念を表明する。

1 6 委員会は、締約国に対し、国内法の中に強制失踪を犯罪化する際には、(a) (b)を確立することを勧告する。

(a) 本条約第 7 条に従い、死刑を課すことを避けながらも、犯罪行為のその極度の重大性を十分に考慮した強制失踪の罪に対する刑罰

(b) いかなる場合においても軽減事由が適切な刑罰の欠缺に繋がらないことを確保しながら、強制失踪の罪に対し、本条約の第 7 条第 2 項において規定されている特定の軽減事由と加重事由

#### 上官の刑事責任と適正な命令に対する服従

1 7 委員会は、国内法が、強制失踪を命じあるいは唆したいかなる者も刑事上

責任があることを明確に規定しておらず、本条約第 6 条第 1 項(b)に規定されているように上官の刑事責任を明示的にも組み入れていないことに懸念を表明する。委員会は、強制失踪を命令し、許可しあるいは奨励する命令あるいは指示に従うことを拒否した者が処罰されないことを保障する法律に関する明確で十分な情報が欠如していることを遺憾に思う（第 6 条及び第 23 条）。

18 委員会は、締約国に対し、本条約第 6 条第 1 項(b)に規定されたいかなる者も刑事責任を負うことを確保するために必要な立法措置を講じることを勧告する。

### 3 刑事上の責任と強制失踪に関連した司法共助（第 8 条～第 15 条）

#### 時効期間

19 委員会は、刑事訴訟法第 253 条が、刑事手続を開始するための公訴時効期間の制限を犯罪が終わった時から始まることを規定していることに理解を示す。

しかしながら、委員会は、強制失踪の罪に対し適用される出訴期間が 5 年から 20 年とされているが、それが極端に短いことについて懸念を表明する。報告審査の際に締約国の代表団によってなされた陳述に基づくと、不法行為による損害に対する出訴期限は、犯罪行為から 20 年で消滅するとのことであるが、強制失踪の被害者の効果的な救済に対する権利を、公訴出訴期間を通じて、国内法が保証していないということに対し、委員会は更なる懸念を表明する（第 8 条）。

20 委員会は、締約国に対し、一旦犯罪化されたら、強制失踪の犯罪行為が、いかなる公訴時効期間の制限にも服さないようにすることを求めるが、もし公訴時効期間を設けるのであれば、締約国が本条約第 8 条に従い締約国が(a) (b)を確保するよう勧告する。

(a) 強制失踪に関して設けられた刑事手続の公訴時効期間の制限は、長期間にすること、犯罪行為の極度の重大性と均衡したものとすること

(b) 強制失踪の被害者の効果的な救済に対する権利は、公訴時効期間中は保障されること

#### 強制失踪の罪に対する管轄権

21 委員会は、刑法第 4 条の 2 が、加害者あるいは被害者の国籍にかかわらず、そして日本の領土外で犯罪が行われた場合であっても、強制失踪の犯罪行為に対し管轄権を行使する国家の権限を確立していることに留意する。しかしなが

ら、委員会は、刑法第4条の2が条約によって統制される犯罪にのみ適用されることに懸念を表明する（第9条）

2.2 委員会は、締約国に対し、本条約第9条の義務、特に引き渡すか処罰するか原則を果たすために、強制失踪に関する犯罪に対する裁判所の管轄権の行使を確保するための必要な措置を採択するよう、勧告する。この点で、第9条の義務を果たすために本条約上規定されていない条件を付加することなく日本の裁判所が管轄権を行使することを確保すべきである。

### 強制失踪の報告と調査

2.3 強制失踪に関して一件も不服申立てがなされていないという締約国の情報に委員会は留意する。しかしながら、強制失踪の被害者との関係を問うことなく強制失踪を通報する権利を国内法が保証していないことに懸念を有する。さらに、強制失踪が疑われるケースについて、迅速で効果的かつ公平な調査を妨げ得る障害に懸念を有する。これには以下のものを含む。強制失踪の被疑者を調査する軍隊の国内法上の権限、犯罪を調査するかどうかの決定が関係警察機関の裁量に委ねられていること、公的な秘匿情報とされ、その情報が国家利益を害する可能性がある場合に、すべての文書やその他の情報にアクセスする権利が国内法上制限されている事実。また、以下の点に関する国内法についての十分な情報が存在しないことについても懸念を有する。強制失踪の被害者が存在すると信じるに足る根拠のあるすべての収容施設その他の場所に対して捜査当局がアクセスすることを保証した国内法、強制失踪を調査する適切な予算と人員の不足、強制失踪の調査を開始し実行するための特定の訓練の欠如（第11条及び第12条）。

2.4 委員会は、以下に関するすべての必要な立法その他の措置を講じるよう勧告する。

- (a) 強制失踪の被害者との関係を問うことなく、権限を有する当局に強制失踪が疑われるケースを報告する権限及び調査を拒否された時の不服申立ての手続
- (b) 強制失踪が疑われる場合には、公式の不服申立てがなくても、徹底的かつ公平な調査を遅滞なく行うことを確保すること
- (c) 強制失踪のすべてのケースについて明示的に軍隊の権限から外し、通常の裁判所だけで調査することを確保すること
- (d) 強制失踪を調査する当局が調査に関連するすべての情報と文書にアクセスする権限を確保すること

- (e) その場所がどのような性質の場所であろうと、強制失踪の被害者が存在すると信じる合理的な根拠がある場合に、その場所に当局がアクセスする権限を確保すること
- (f) 強制失踪を調査する当局のために十分な財政的・人的資源を確保すること
- (g) 強制失踪の調査を担当する当局に対して、調査をどのように開始しどう実行していくかについて、特化した訓練を提供すること

#### 強制失踪の被害者たるいわゆる慰安婦の状況について

25 本条約第8条、第12条及び第24条を想起しながら、委員会は、強制失踪がいつ起きたかに関係なく、強制失踪の罪の継続的な性質を強調し、被害者の正義、補償に対する権利、強制失踪が起きた状況、調査の進展及び結果、被害者の運命について知る権利の再確認を望む。この点、委員会は、強制失踪の被害を受けた可能性のあるいわゆる慰安婦の人数に関する統計的な情報が欠けていること及びこれらのケースについて加害者の調査、訴追及び処罰がなされていないことに懸念を有する。さらに、これらの女性から生まれた子どもを奪ったケースが存在し、そのケースについて締約国が調査を拒んでいるという報告について懸念を有する。委員会は、締約国が、いわゆる慰安婦に関する事実や証拠を隠蔽あるいは開示していないという報告に懸念を有する。さらに、本条約第24条第5項に従った補償がなされていないことに懸念を有し、この問題が「最終的かつ不可逆的に解決された」という締約国の立場を残念に思う。これは、加害者を免責し、被害者から真実を知る権利、正義、補償を得る権利及び犯罪の再発防止を保証することを否定することになる（第1条、第8条、第12条、第24条及び第25条）。

26 委員会は、締約国に対し、強制失踪の罪の継続的な性質を想起し、以下の勧告を行う。

- (a) 強制失踪の被害を受けた可能性のある、いわゆる慰安婦の人数について正確な統計を取ること、及び、調査を行い、真実と補償に対する権利を確保すること
- (b) どれだけ時間が経過したか、また正式な不服申立てがなかったかにかかわらず、強制失踪の被害を受けた可能性のある、いわゆる慰安婦及びこれらの女性の元に生まれた子どもが連れ去られたすべてのケースについて、遅滞なく徹底したまた公平な調査が行われることを確保すること
- (c) 実行者を起訴し、もし有罪になった場合には罪の重大さに応じて処罰することを確保すること

- (d) 本条約第 25 条第 2 項に従って、連れ去り、強制失踪かつ／あるいは出自を変えさせられるという被害にあった慰安婦の元で生まれた子どもを調査し特定するための必要な措置を採り、元の家族に返すことを確保すること
- (e) 事実と証拠に関する情報を開示することを確保すること
- (f) 本条約第 24 条第 4 項及び第 5 項に従って適切な補償をすべての被害者が受け取ることを確保すること及びこの補償においてはジェンダーの問題に配慮すること
- (g) 真実を知る権利を保証すること

#### 犯罪に関する司法の協力について

27 委員会は、本条約第 14 条及び第 15 条に規定された司法に関する援助と協力の要請に関して、国内法に制限と条件が存在することに懸念を有する。特に、強制失踪が国内法で犯罪として規定されていないことを考えると、犯罪が日本で行われても犯罪を構成しないことについて助力を求められても援助が提供されない可能性について懸念を有する。

28 委員会は、締約国に対し、強制失踪の可能性のある事案についての調査に関連して、締約国の他の当局に対して必要な司法援助の提供を保障することを勧告する。委員会は、締約国に対し、締約国が条約第 15 条に基づく要請を受領したときに、でき得る限り最大の支援措置を提供することを確保することを奨励する。

#### 4 強制失踪を防止する方法（第 16 条から第 23 条）

##### 追放、送還、出頭及び犯罪者引渡しメカニズム

29 委員会は、強制失踪の罪に関して存在する犯罪者の引渡しについて存在する障害について懸念する。その障害には以下のものが含まれる。

- (a) 締約国が本条約 13 条第 2 項に定める義務を課していないことを考慮に入れると、本条約の締約国でない国との引渡条約において、強制失踪が引渡可能な犯罪ではないこと
- (b) 強制失踪が刑法における自立犯罪として成文化されていないことを念頭に置くと、犯罪人引渡条約において双罰性の原則が要求されること
- (c) 犯罪人引渡条約がない場合の相互主義原則が要求されること、委員会は、退去、送還または犯罪者引渡しの執行に進む前に、引渡先の国で強制失踪の対象とされる危険性を評価及び検証するために適用される基準及び手続に関

する情報が不足していることを遺憾に思う（第 13 条及び第 16 条）。

30 委員会は、以下の事項について、締約国が必要なすべての措置を講じることを勧告する。

- (a) 第 13 条第 2 項，第 3 項，第 4 項及び第 5 項に調和するよう，国内法に存在する犯罪人引渡しに対するあらゆる障害を除去すること。
- (b) 退去，送還又は犯罪者引渡手続の執行に進む前に，引渡先の国で強制失踪の対象とされる危険性を評価し検証する明確かつ具体的な基準及び手続があることを確認すること。そのようなリスクがある場合，当該者は追放，送還，または引渡しされないようにすること。

### 基本的な法的保護手段

31 委員会は、本条約第 17 条第 2 項(d)に基づき，自由が剥奪された場所において保障される諸権利に対して国内法の条件及び制限の存在並びにこれらの権利を遵守していないことに関する報告に深く懸念を表明する。これらの条件及び制限には以下のものが含まれる。自由を剥奪された者が自由を剥奪された時点から，任意の者と，その者が外国人の場合は領事当局と行う通信に対する制限。特定の日時・特定の状況における弁護士による面会の制限。家族または自己が選択したその他の者との面会の制限。面会中の刑事施設職員の同席及び記録。弁護士との通信の制限・禁止及び検査。これらが日本語以外の言語であり，かつ自由を剥奪された者が翻訳または通訳の費用を負担することができない場合の面会，連絡，及び通信の制限。委員会はさらに，自由が剥奪された場所を訪問することが許可された機構の独立性と権限の保障，及び自由が剥奪されたすべての場所への制限なきアクセスの保障を保障するための措置の欠如に懸念を抱いている（第 17 条）。

32 委員会は、締約国が以下について保証することを勧告する。

- (a) 自由を剥奪されたすべての場所において自由を剥奪されたすべての者は，自由を剥奪された直後から弁護士にアクセスし，遅滞なく親族，代理人あるいは自己が希望する誰とでも，外国人の場合は領事当局との間で交通することができるようにすること
- (b) 委員の選定のための客観的な基準の設定，自由を奪うすべての場所への無制限のアクセス，本条約の訓練の提供を含む，自由を奪う場所を訪問することを許可された機構の独立性を担保すること

### 拘禁の合法性に関する救済措置



3 3 委員会は、医療機関及び入国管理施設を含む、自由の剥奪の合法性に異議を申し立てるため、本条約第 17 条第 2 項(f)に沿って利用可能な救済手段が欠如していることに懸念を表明する。委員会は、自由の剥奪の合法性を争うための、利用可能な救済手段が存在しないことを懸念する。委員会は、身体拘束の合法性を争うための人身保護法の存在に留意する。しかし、人身保護規則、特に第 4 条に含まれているこの救済手段の使用上の障害、および人身保護の要請は、自由を剥奪された者とその代理人のみが行うことができるという障害の存在を懸念する（第 17 条及び第 22 条）。

3 4 委員会は、締約国に対し、人身保護を申請する権利がいかなる状況においても制限されないことを確立するために必要な措置を講じ、また、自由を剥奪された場所にかかわらず正当な利害関係を有するあらゆる個人が手続を開始できることを保障するよう勧告する。

#### 自由を奪われた者の登録簿

3 5 委員会は、自由を剥奪された者の多数の登録簿の存在に留意する。しかし、これらの登録簿には、本条約第 17 条第 3 項で言及されているすべての情報が含まれていないことに対し懸念をもって留意し、自由を剥奪された者の記録がすべて完成し、直ちに更新され監視されるようにするための措置に関する十分な情報が不足していることに遺憾に思う。委員会は、国内法が本条約第 18 条第 1 項に記載されている情報へのアクセスを保障していないことを懸念する。情報の提供が自由を剥奪された者次第となっているからである。委員会は、本条約 22 条(b)及び(c)に記載されているすべての項目、すなわち「自由の剥奪を記録しないこと」、「情報を提供することの拒否」、「不正確な情報」の提供について、国内法がどのように対処しているかと言うことに関する十分な情報を受け取っていないことを遺憾に思う（第 17 条、第 18 条、第 20 条及び第 22 条）。

3 6 委員会は、以下のことを確保するために、締約国が必要なすべての措置を講じることを勧告する。

(a) 自由を奪われたすべての事例について、例外なく、少なくとも本条約第 17 条第 3 項に基づいて要求される情報を含む公式の登録簿及び／又は最新記録に記録されること

(b) 自由を剥奪された者の登録簿又は記録は、速やかかつ正確に記入され、定期的に点検され、不正があった場合には、責任を負う公務員（職員）が適切な処分を受けること

(c) 正当な権利を有するあらゆる者は、本条約第 18 条第 1 項に言及された情

報に迅速かつ容易にアクセスすることができること

- (d) 条約第 22 条 (b) 及び (c) に記載された行為は禁止され、もし行われた場合には制裁を課すこと

### 本条約に関する研修

37 委員会は、人権に関する研修が一部の国の機関に提供されていることに留意する。しかし、そのような研修に強制失踪に特化した具体的な研修が含まれない可能性があることに懸念を有する (第 23 条)。

38 委員会は、締約国が国家公務員の人権に関する研修を提供する努力を継続すること、特に法執行機関、文民・軍人を問わない保安官、医療関係者、公務員及び、検察官その他司法行政責任者を含む、自由を剥奪された者の拘禁又は処遇に関与する者に対して、第 23 条第 1 項に従い、本条約の規定に関する具体的かつ定期的な研修を受けさせるよう勧告する。

## 5 強制失踪の被害者である子どもに対して賠償し保護する手段 (第 24 条及び第 25 条)

### 被害者の定義と、救済および迅速かつ公平で十分な賠償を得る権利

39 委員会は、刑事訴訟法第 292 条の 2 所定の「被害者」の定義が本条約第 24 条第 1 項で言及されたすべての者は包含しないことを懸念し、また代表団が、日本は刑事手続における被害者の定義を改定する意向は全くないと主張していることを遺憾に思う。更に、本条約第 24 条第 5 項が規定する、あらゆる救済手段を含む締約国の責任の下に、国内法が完全な救済制度を規定していないことを懸念する。委員会は、死亡が発生しなかった事案において、締約国により強制失踪の被害者に与えられる賠償の種類や救済についての情報の欠如や、強制失踪の状況や失踪者の命運に関する真実を知る権利を保障するメカニズムの存在、またはこれを創設するために講じられた手段、そしてこれらのメカニズムが、捜査の進展や結果について告知され、手続に参加する被害者の権利をどのように保障するのかについての情報の欠如を遺憾に思う (第 24 条)。

40 委員会は締約国に対し、以下の必要な手段を講じるよう勧告する。

- (a) 強制失踪の直接の結果、害悪を被ったあらゆる個人が本条約第 24 条所定の権利を行使できるよう保障するため、同条第 1 項に整合した「被害者」の定義を国内法に創設すること
- (b) 性別、性的志向、性自認、年齢、出身民族、社会的地位、および障害等の

被害者の個人的状況を斟酌し、第 24 条第 4 項及び第 5 項の規定に完全に沿い、締約国の責任の下で、刑事手続が何ら開始されなかった場合でも適用できる、包括的な救済制度を創設すること

- (c) あらゆる強制失踪の被害者が真実を知り、正義や救済を得る権利を確保し、そして同じことが繰り返されないようにすること

#### 失踪者やその親族の法的地位

4 1 委員会は、民法上、命運が明らかにならなかった場合でも、失踪者が既に死亡したと推定されることや、社会福祉、経済的問題、家族法及び財産上の権利のような領域で、失踪者の家族の状況を正常化するには、失踪から実に 7 年間もの経過が必要であることについて、懸念する。さらに、その 7 年間、失踪者の年金保険料や健康保険料の支払がなお必要であることを懸念する（第 24 条）。

4 2 委員会は、締約国が、社会福祉、経済的問題、家族法、そして所有権などの分野で、命運や所在が不明の失踪者及びその親族らの法的状況が、失踪者が死亡したとみなすと宣告する必要のないままで、本条約第 24 条第 6 項に沿って正常化されることを保障するために必要な立法措置を採択するよう勧告する。これに関連して、委員会は締約国に対し、強制失踪を理由として失踪宣告を発することができるよう、法律で定めるよう奨励する。

#### 子どもの不法な連れ去りに関する立法

4 3 委員会は、国内法制が、本条約 2 5 条 1 項が規定する、子どもの不法な連れ去りに関する行為に十分に言及せず、具体的に処罰しないことを懸念する。当委員会は、現に行われている、強制失踪行為に起因する子どもの養子縁組を再審査し、更に必要であれば無効にし、失踪した子どもが自らの真のアイデンティティを再構築する権利を保障するための手続に関する十分な情報を受領していないことを遺憾に思う（第 25 条）。

4 4 委員会は締約国に対し、以下について勧告する。

- (a) 第 25 条第 1 項で規定された行為を具体的犯罪として立法化し、犯罪の著しい重大さを斟酌した適切な処罰を加えるため、刑事法制を見直すこと
- (b) 強制失踪に起因するあらゆる養子縁組、住居指定、監護を見直し、必要であれば無効にする具体的手続を設けること

#### D 普及とフォローアップ

- 4 5 委員会は、締約国が本条約を批准した際に引き受けた義務を想起し、これに関して締約国に対して、起因する性質や当局いかににかかわらず、本条約やその他関連する国際文書を批准した際の義務に完全に沿って、自ら採用した措置がそれら義務と完全に整合することを保障するよう促す。とりわけ委員会は締約国に対し、本条約が定めるとおり、あらゆる強制失踪に対して効果的な捜査を行い、被害者の権利を完全に充足させることを保障するよう促す。
- 4 6 委員会はまた、強制失踪が女性や子どもの人権に対して与えるとりわけ過酷な効果を強調したいと考える。とりわけ強制失踪の対象となった女性らは、性的その他の形態の性暴力に対して脆弱である。失踪者の親族である女性らは、とりわけ深刻な社会的及び経済的な不利益を被り、最愛の者の所在を突き止めようと努めた結果、暴力や迫害、報復に遭いやすい。強制失踪の被害者である子どもは、自身らが失踪対象とされたためか、親族の失踪の結果を受けたためかを問わず、氏名等の変更を含め、多数の人権侵害に対して脆弱である。この点、委員会は締約国に対し、本条約所定の権利義務の履行において、性に基づく見方や子どもに対して敏感なアプローチを用いるよう、特に強調する。
- 4 7 締約国は、本条約第 29 条第 1 項に基づいて提出された報告、委員会作成の質問リストに対する書面回答、そして本総括所見を、司法、立法、行政当局や市民社会、締約国内で活動する NGO、そして一般大衆の間で意識を高めるため、広範に普及するよう奨励される。また委員会は、締約国に対し、市民社会、とりわけ被害者の親族団体が、本総括所見に沿った行動に参加するよう促進するよう奨励する。
- 4 8 委員会の手続規則に従い、遅くとも 2019 年 11 月 16 日までに、締約国は、パラグラフ 12 (強制失踪の禁止)、14 (強制失踪の犯罪化)、32 (基本的な法的保護手段) に包含された委員会の勧告の履行に関する情報を提供すべきである。
- 4 9 本条約第 29 条第 4 項に基づき、委員会は、締約国に対し、2024 年 11 月 16 日までに、そのすべての勧告の履行に関する具体的で最新の情報と、本条約に含まれる義務の履行に関するその他の新情報につき、第 29 条に基づき締約国によって提出されるべき報告の形式と内容に関するガイドラインに沿って準備された文書で提出するよう求める (CED/C/2、パラグラフ 39)。委員会は、締約国に対し、市民社会、とりわけ被害者の親族団体の、その情報の準備への参加を促進し、容易にすることを奨励する。